

【 手術 】

4 4 1 トロンビン【内服薬】の算定について

《令和 7 年 1 月 3 1 日》

○ 取扱い

K533 食道・胃静脈瘤硬化療法（内視鏡によるもの）又はK533-2 内視鏡的食道・胃静脈瘤結紮術時におけるトロンビン【内服薬】（経口用トロンビン細粒等）の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

凝固因子のひとつである、トロンビンはフィブリノーゲンをフィブリンに転化する作用を示し、二次止血機序を成立させる。

本剤の経口投与による効能・効果では「上部消化管出血」が示されている。

上記手術では、病巣部からの滲血性出血（Oozing bleeding）を認めることがあり、本薬剤の作用機序より、その散布は止血治療に有用と判断される。

以上のことから、K533 食道・胃静脈瘤硬化療法（内視鏡によるもの）又はK533-2 内視鏡的食道・胃静脈瘤結紮術時における当該医薬品の算定は、原則として認められると判断した。